

高松藩松平家と子墓造営

香川県埋蔵文化財センター 考古学講座 63
令和4年12月10日 溝上千穂

近世大名墓は墓の改葬に伴い調査されたことを嚆矢とし研究が進んできた分野である。その研究は今や日本全国の近世大名墓のみならず、大名に仕えた家臣団や公家、庶民など様々な身分の人々の墓が調査されるまで裾野を広げている。今回は、法然寺にある高松藩松平家墓所、その中でも子どもの戒名が刻まれた子墓に焦点をあて、墓所の変遷や墓塔から見える松平家の階層性について考えてみたい。

1. はじめに

○墓標の変遷

変遷1 「塔形(原型が塔に由来するもの)」から「非塔形(原型が塔に由来しないもの)」への変遷

- ・塔形墓塔
宝篋印塔(ほうきょいんとう)、五輪塔(ごりんとう)、無縫塔(むほうとう)
- ・非塔形墓標
舟型(ふながた)、位牌型(いはいがた)/櫛型(くしがた)、駒型(こまがた)、方柱形(ほうちゅうけい)墓標など

変遷2 「非塔形」の中でも碑面利用数が『1面』のものから『2面以上』のものへの変遷

碑面とは、墓標の表面を平らにして文字を刻むことができる面のことである。1つの墓標に対し碑面として利用できる面を数えたものが碑面利用数である。(文字を刻んでいなくても1面として数える。)

- ・碑面利用数が1面のもの 舟型
- ・碑面利用数が2面以上のも 位牌型/櫛型、駒型、方柱形墓標

○戒名について

「戒名とは、もともと仏教において修行に必要な規律・戒律を授けた際に与えられる出家者の名前である。のちにその戒名は、出家していない一般の人が臨終の時や死の直後に出家者として付けられる名前を指すように変わってきた。」(藤井 2006)

○戒名の変遷(成人編)

日本最初の戒名は、鑑真和尚が聖武天皇(701-756)に授与した「勝満(しょうまん)」。

日本最長の戒名は、徳川家康(1543-1616)に授与された「東照大権現安国院殿徳蓮社崇誉道和大居士(とうしょうだいごんげん/あんこくいんでん/とくれんじゃ/すうよとうわ/だいこじ)」。

元は聖武天皇のように天皇であっても武将であっても2字の戒名が授与されていた。そこから宗派特有のものや位を表すもの(院号や位号)が付属していくことによって徳川家康のような長い戒名が授与されるようになった。

▼位号一例

居士・大姉(こじ・だいし)

居士は「インドのカースト制の四つの身分のうち、商工業に従事する者で富豪を指している称」(藤井 2006)であり「家長・家主・長者の意」(藤井 2006)であった。一方、女性に対し授与される大姉は「もともと比丘尼のことを称した」(藤井 2006)ものであるが、居士と同列のものになった。居士・大姉の中でも一段上位の者に対しては「大居士(だいこじ)」「清大姉(せいだいし)」が授与される。

禅定門・禅定尼(ぜんじょうもん・ぜんじょうに)

「禅定門士・禅定門尼を略してという言葉で、仏門に入って剃髪染衣(ていはつぜんえ)した男女」(藤井 2006)に授与される。位号の中では一番古くからあるものである。

信士・信女(しんし・しんにょ)

サンスクリット語の「優婆塞(うばそく)・優婆夷(うばい)を意識したもの」(藤井 2006)であり、現在では一般的に授与されている。

○子どもに授与される戒名

生前の社会的階層が戒名に反映されやすい成人に対して、成人する前に亡くなった子どもに対して戒名を授与する場合、逝去した年齢によって授与される位号(いごう)が変化する。

童子(どうじ)・童女(どうじょ) 5~15歳

孩子(がいじ)・孩女(がいじょ) 1~4歳

嬰子(えいじ)・嬰女(えいじょ) 1歳未満

孩子・孩女、嬰子・嬰女に明確な区別はないとされることも多い。これらを合わせて幼子・幼女と書く場合もある。

水子(すいじ)・水女(すいじょ) 流産・死産児

現代においては年齢によって細かく区分されているが、実際に墓標にこれらの戒名が刻まれるようになるのは20世紀に入ってからである。また、水子・水女の位号が故人に授与されることは稀であり、多くの水子は一族の水子供養墓、もしくは水子供養の寺院に合祀することの方が一般的である。

2. 松平家の墓地利用変遷

法然寺般若台に埋葬されているのは、大きく分けて3つの家である。

○高松藩松平家

水戸藩主徳川頼房の子、頼重を藩祖とする讃岐高松藩の藩主家。藩主の墓所は法然寺(初代、3~8代)、霊芝寺(2、9代)、伝通院(10代)、谷中霊園(11、12代/平成26年法然寺に改葬)と3か所にわかれている。一方、夫や父となる藩主が法然寺に墓塔を建てていない場合でも正室や側室、藩主の子どもは法然寺に墓塔を建てていることが多い。

代	名前	生年月日	相続年月日	没年月日	墓所
1	頼重(よりしげ)	元和8(1622)年7月1日	寛永16(1639)年7月13日分家	元禄8(1695)年4月12日	法然寺
2	頼常(よりつね)	承応元(1652)年11月21日	延宝元(1673)年2月19日	宝永元(1704)年4月3日	霊芝寺
3	頼豊(よりとよ)	延宝8(1680)年閏8月20日	宝永元(1704)年2月11日	享保20(1735)年10月20日	法然寺
4	頼桓(よりたけ)	享保5(1720)年6月18日	享保20(1735)年12月2日	元文4(1739)年9月16日	法然寺
5	頼恭(よりたか)	正徳元(1711)年5月20日	元文4(1739)年9月18日	明和8(1771)年7月18日	法然寺
6	頼真(よりさね)	寛保3(1743)年1月23日	明和8(1771)年8月27日	安永9(1780)年3月10日	法然寺
7	頼起(よりおき)	延享4(1747)年6月23日	安永9(1780)年4月27日	寛政4(1792)年7月28日	法然寺
8	頼儀(よりのり)	安永4(1775)年11月12日	寛政4(1792)年9月18日	文政12(1829)年8月25日	法然寺
9	頼恕(よりひろ)	寛政10(1798)年6月22日	文政4(1821)年5月27日	天保13(1843)年4月6日	霊芝寺
10	頼胤(よりたね)	文化7(1810)年12月22日	天保13(1843)年5月24日	明治10(1877)年12月30日	伝通院
11	頼聰(よりとし)	天保5(1835)年8月4日	文久元(1861)年7月18日	明治36(1903)年10月17日	谷中霊園/ 法然寺
12	頼壽(よりなが)	明治7(1874)年12月10日		昭和19(1944)年9月13日	谷中霊園/ 法然寺

○松平大膳(だいぜん)家

初代藩主の子である頼芳(よりよし)からはじまる一族。5代頼昌(よりあつ)までは当主と室のみの墓塔が建立されていたが、6代頼格(よりさだ)からは当主の子どもの墓塔建立も行われている。

代	名前	生年月日	没年月日	墓所	参考/備考
1	頼芳(よりよし)	寛文7(1667)年5月18日	宝永3(1706)年8月3日	法然寺	初代藩主頼重系図
2	頼熙(よりひろ)	元禄12(1699)年11月25日	元文2(1737)年9月22日	法然寺	初代藩主頼重系図
3	頼珍(よりよし)	享保6(1721)年8月8日	安永9(1780)年8月27日		徳島藩8代藩主 蜂須賀宗鎮
4	頼央(よりひさ)	元文元(1736)年12月15日	宝暦4(1754)年7月12日		徳島藩9代藩主 蜂須賀至央
5	頼昌(よりあつ)	宝暦2(1752)年正月22日	寛政元(1789)年7月10日	法然寺	五代藩主頼恭系図
6	頼格(よりさだ)	安永6(1777)年6月14日	天保7(1837)年7月10日	法然寺	松平大膳家六代頼格・ 七代頼覚系図
7	頼覚(よりあき)	文化6(1809)年3月11日	慶応3(1867)年12月2日	法然寺	松平大膳家六代頼格・ 七代頼覚系図
8	頼利(よりとし)	天保4(1834)年11月9日	明治35(1902)年10月8日	法然寺	松平大膳家六代頼格・ 七代頼覚系図
9	頼纘(よりつぐ)	天保11(1841)年9月19日	明治34(1901)年3月24日	法然寺	松平大膳家六代頼格・ 七代頼覚系図

○大老大久保家

一説に初代藩主頼重の異母弟である大久保公忠(きみただ)からはじまる一族。代々高松藩の大老職を世襲した家である。5代当主までは公忠の血筋だったため大久保家の墓塔は2代当主公卓(きみたか/初代藩主頼重の娘を室に迎えたため法然寺に墓塔を建立したか)のみだったが、のちに7代藩主となる頼起(よりおき)、5代藩主の子である頼裕(よりひろ)は法然寺に室と子どもと共に墓塔が建立されている。

代	名前	生年月日	没年月日	墓所	参考/備考
1	公忠(きみただ)	寛永6(1629)年	宝永3(1706)年		
2	公卓(きみたか)	明暦3(1657)年	元禄10(1697)年	法然寺	初代藩主頼重系図
3	守羨(もりのぶ)	寛文3(1663)年	享保17(1732)年		
4	公敦				
5	公明				
6	頼辰	延享4(1747)年6月23日	寛政4(1792)年7月28日	法然寺	後の7代藩主 頼起
7	頼裕(よりひろ)	宝暦3(1753)年12月7日	寛政13(1801)年正月5日	法然寺	5代藩主頼恭家系図

3. 高松藩松平家・松平大膳家・大老大久保家の墓塔

法然寺にある墓塔のうち個人の戒名が刻んであるのは無縫塔(むほうとう/171基)、位牌型(いはいがた/7基)、五輪塔(ごりんとう/2基)の180基である。

○墓塔の基準(グラフ5)

「一つの大名家の墓所内では、ほとんどの場合、初代藩主の墓石によって二代以降の墓石の型式や大きさが規定されている」(関根 2018)が松平家の場合、初代藩主の全高(墓塔+台座高などを含めた高さ)よりも3代藩主の全高の方がわずかであるが上回っている。また、11代藩主の全高も初代藩主の全高を上回っていることから松平家の大きさの基準となっているのは3代藩主の墓塔であることがわかる。

○墓塔の大きさ(グラフ1~4)

法然寺墓所内の墓石の大きさは3代藩主を基準にして作られている。では、歴代藩主から見て等親が遠い人の墓塔の大きさはどうか。藩主から見て孫の墓塔まである初代、5代、8代藩主、基準となっている3代藩主の墓塔の大きさをみると以下のことがわかる。

- ・藩主→藩主の息子(居士)→藩主の孫(居士)→藩主のひ孫(居士)の順に全高も墓塔高も小さくなる。

→「藩主を頂点として、藩主生母、藩主後継者、正室、側室、子息女の序列で、型式や大きさに格差が認められる」(関根 2018)ことに理由を求めることができる。

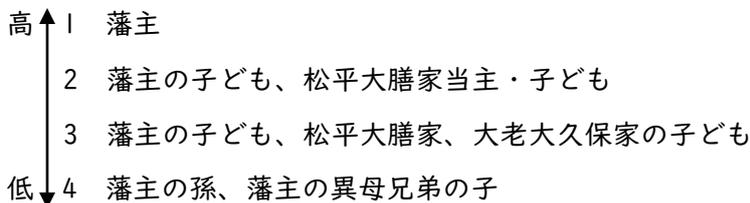
- ・子や孫の墓塔の大きさは歴代藩主の墓塔の大きさを超えなければ大きさは自由(墓塔を作成する人もしくは作成を依頼する人によって決められたか)

4. 松平家の戒名変遷

○松平家の戒名の様相

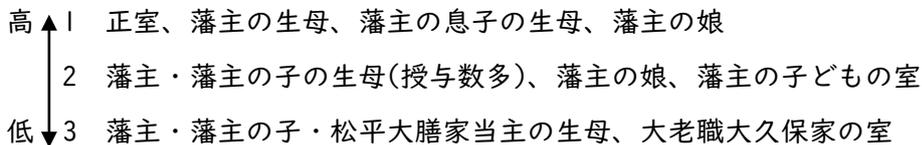
▼居士

歴代藩主(2、9代藩主除く)に授与された戒名が高松藩松平家の最高位の戒名であり、それを基準として戒名に明確な階層差が認められる。



▼大姉

居士のように生前の身分による戒名の明確な階層性は認められない。代わりに戒名が授与される年代によって戒名は変化する。



▼童子・童女

生前の身分による戒名の階層性は存在せず、戒名が授与された年代によって戒名の階層が異なる。

5. おわりに

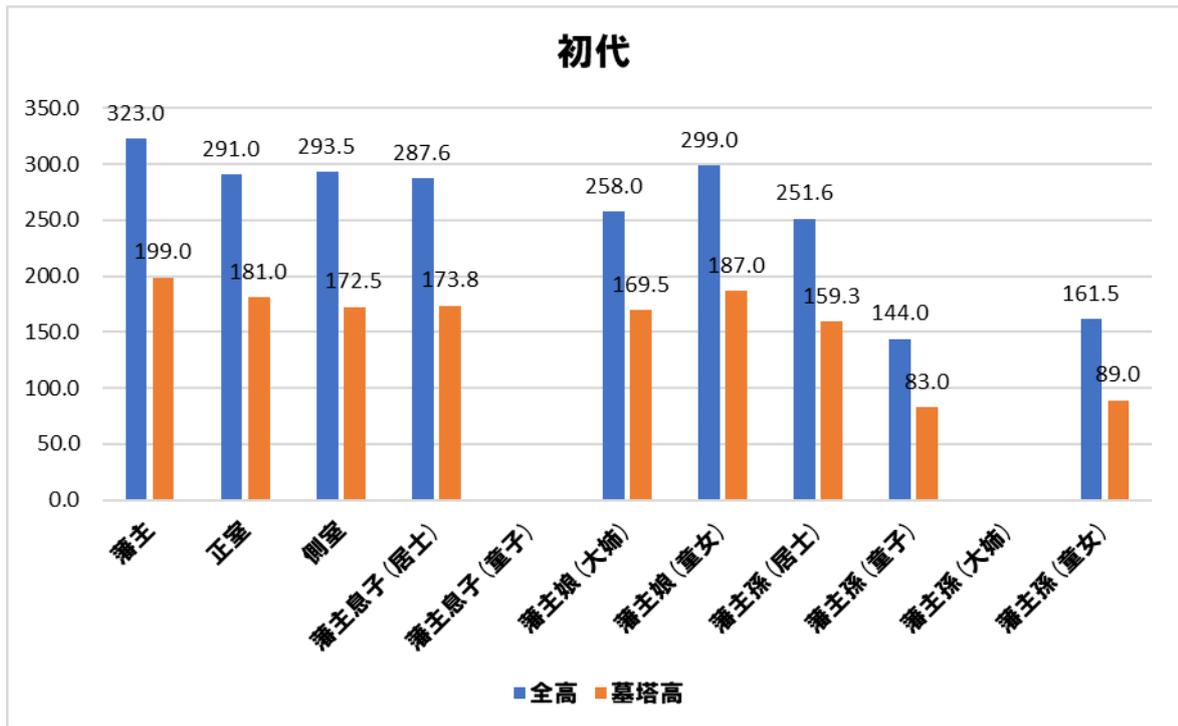
初代藩主頼重によって起工された法然寺墓所は、後世の歴代の藩主によって繰り返し整備され無縫塔が多く立ち並ぶ他に類を見ない墓地景観となった。墓塔配置に目を向けると歴代藩主と4代藩主以降の正室は明確に区別された空間に墓塔が建立されているものの、その他の墓塔は混沌と建立されている。この理由を後世の人間による墓塔の移築に求めることができるのかもしれないが明確な資料がないため不明なままである。

法然寺墓所に墓塔が建立されている子墓は、誰の子であっても墓塔の大きさや戒名構成がほとんど同じでそこから生前の身分の高低を見出すことは難しい。幼くして亡くなった子は全て平等に扱われたことの表れであろう。

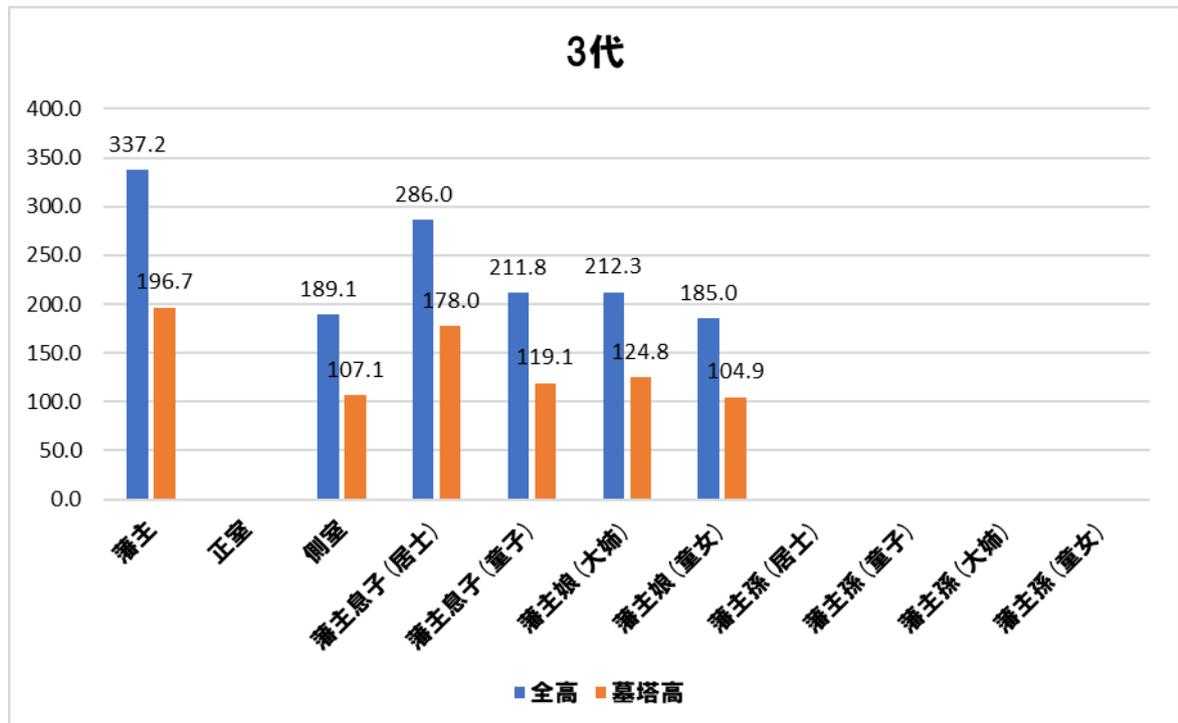
参考・引用文献

- 跡部直治 1970 「位牌」『仏教考古学講座 第2巻 塔婆編』雄山閣
- 永年会 1973 『増補高松藩記』臨川書店
- 奥村隆彦 2000 「法号(戒名)について」『歴史考古学』46 歴史考古学研究会
- 香川県立ミュージアム編 2015 『高松藩主松平家墓所調査報告書』香川県立ミュージアム
- 坂詰秀一・松原典明編 2013 『近世大名墓の世界』季刊考古学・別冊20 雄山閣
- 関根達人 2018 『墓石が語る江戸時代 大名・庶民の墓事情』吉川弘文館
- 藤井正雄 2006 『戒名のはなし』吉川弘文館
- 松平公益会編 1964 『高松藩粗松平頼重傳』松平公益会
- 三好義三 2021 『近世墓標』考古調査ハンドブック21 ニューサイエンス社

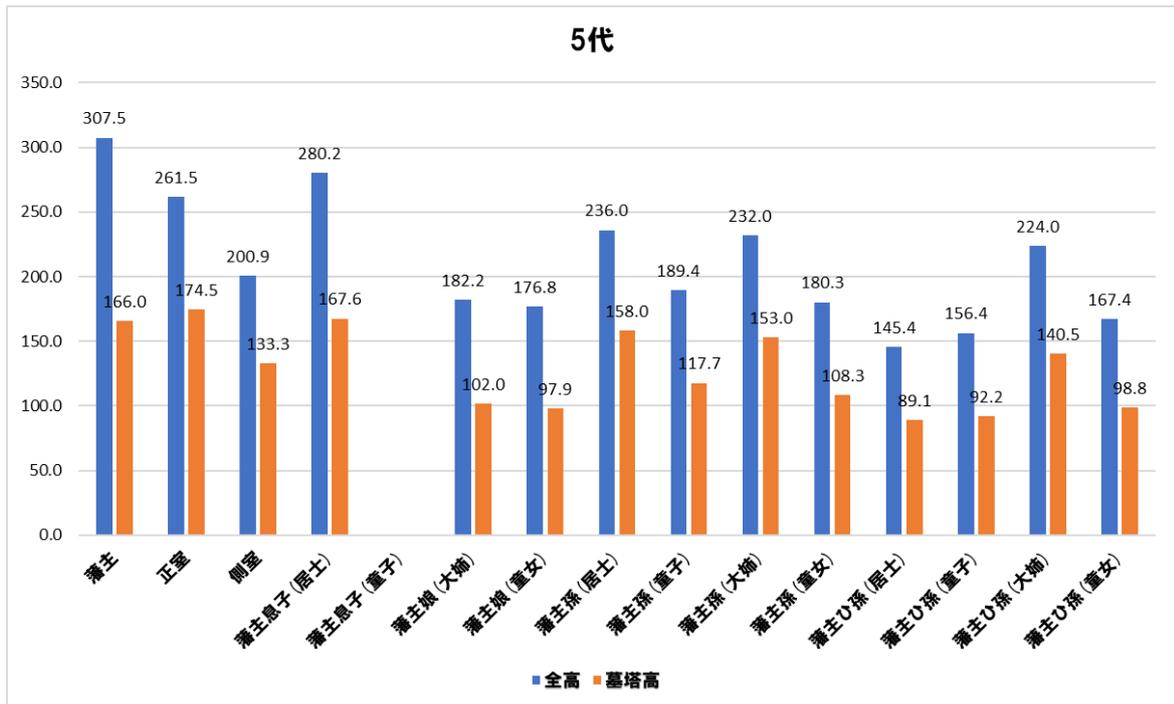
* 今回の講座で作成した表、グラフ、家系図は香川県立ミュージアム編 2015 『高松藩主松平家墓所調査報告書』香川県立ミュージアムを基に作成している。



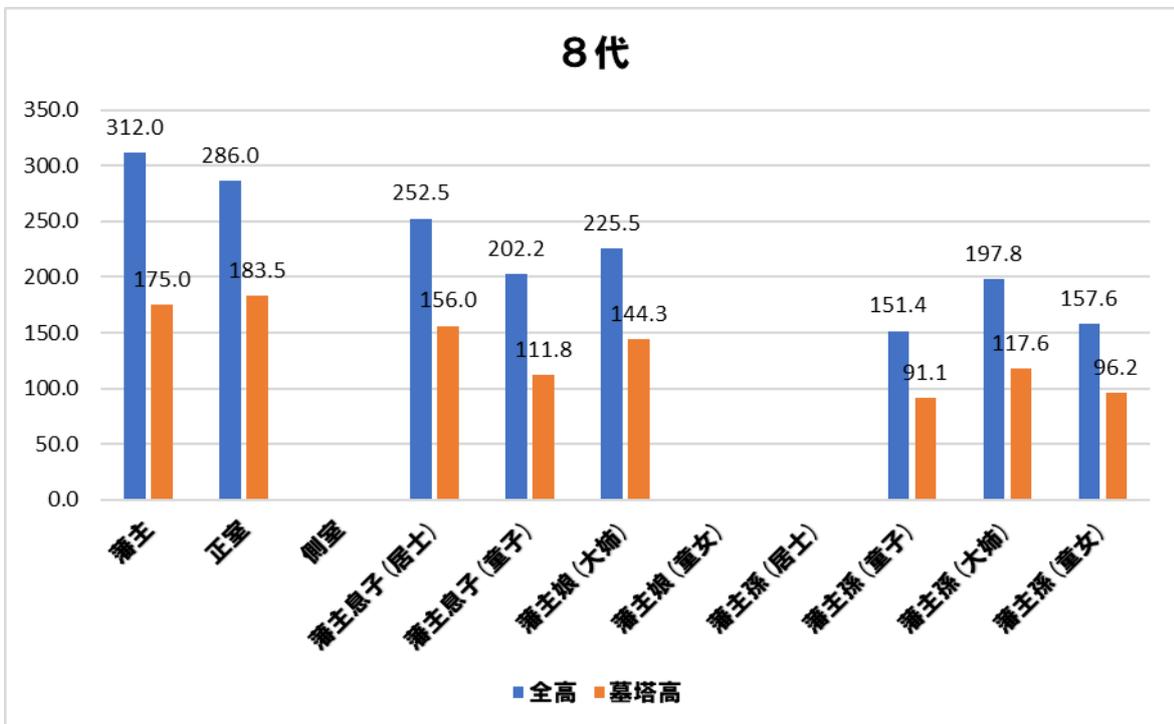
グラフ1 初代藩主 続柄を基準にした墓塔の大きさ



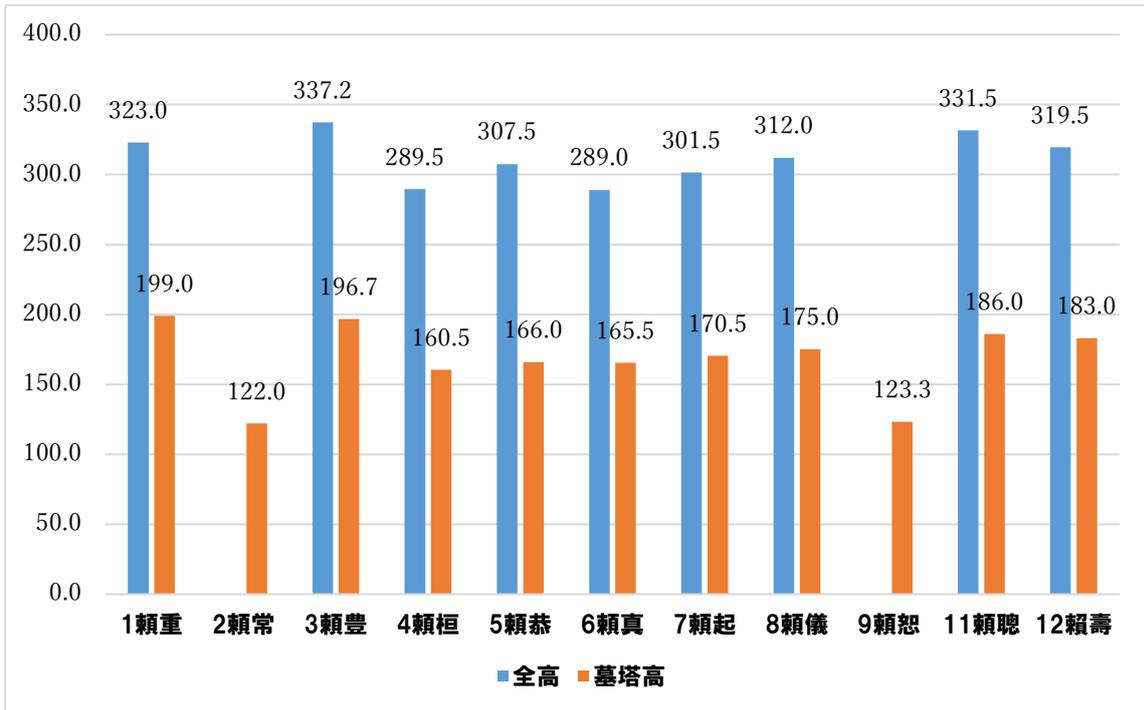
グラフ2 3代藩主 続柄を基準にした墓塔の大きさ



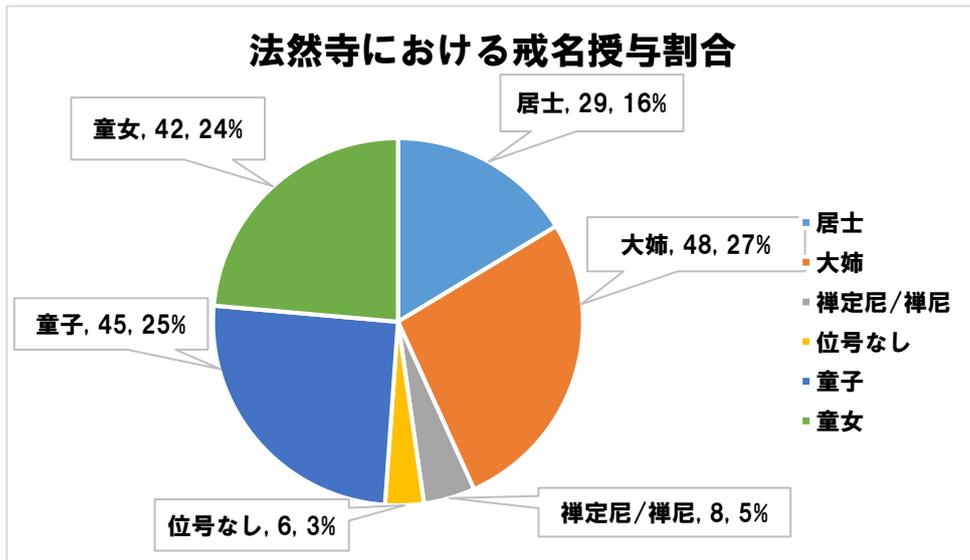
グラフ 3 5代藩主 続柄を基準にした墓塔の大きさ



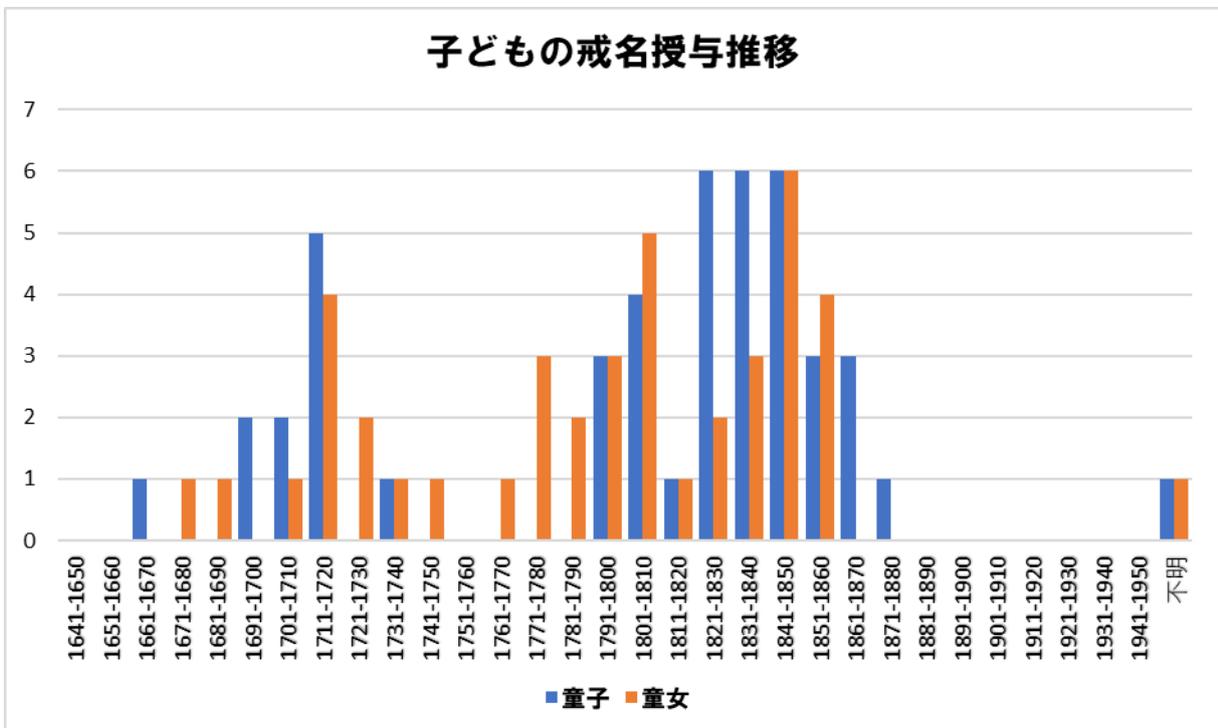
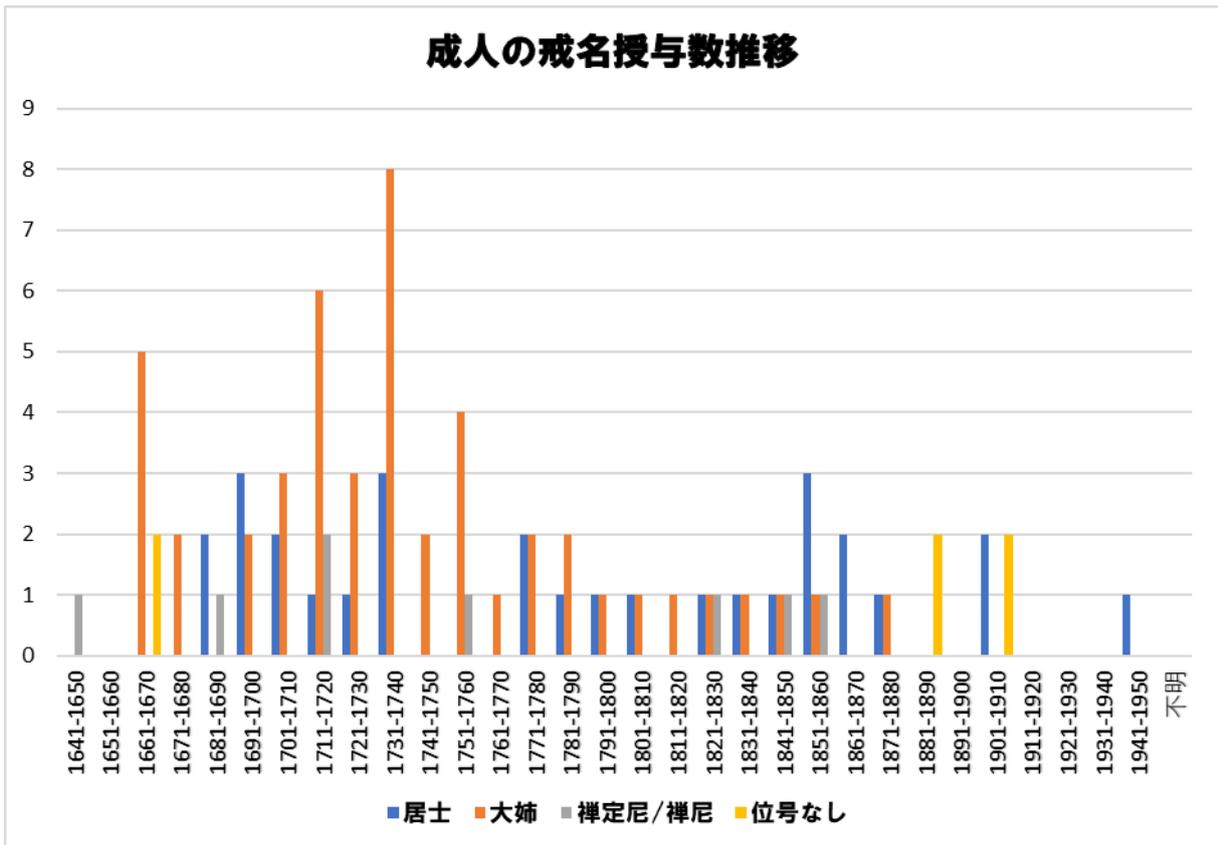
グラフ 4 8代藩主 続柄を基準にした墓塔の大きさ



グラフ 5 高松藩松平家 各藩主の全高と墓塔高



グラフ 6 戒名授与割合



グラフ7 成人と子どもの戒名授与推移